令和 8 年度

葛飾区 中小企業 融資あっせん制度のご案内



ご相談・お問い合わせ

葛飾区 産業観光部
産業経済課 経営支援係
〒125-0062
葛飾区青戸７－２－１
テクノプラザかつしか内

葛飾区 融資あっせん | 検索



TEL 03-3838-5556　FAX 03-3838-5551

葛飾区

葛飾区中小企業融資あっせん制度とは

区内中小企業者の皆様が事業資金を低利でご利用いただけるよう、
取扱金融機関に融資をあっせんする制度です。
この制度を利用した事業者は
区から信用保証料と利子の補助を受けることができます。



◆**中小企業者**とは　　以下の**資本金**または**従業員数**を満たす事業者（中小企業信用保険法による）

	製造業等（※２）	卸売業	小売業・飲食業	サービス業	医療法人等
資本金	3 億円 以下	1 億円 以下	5,000 万円以下	5,000 万円以下	条件なし
従業員数（※１）	300 人 以下	100 人 以下	50 人 以下	100 人 以下	300 人 以下
小規模企業者	20 人 以下	5 人以下（※３）			20 人 以下

小規模企業融資の要件
（小口零細企業保証制度）
ＮＰＯ法人を除く

①中小企業信用保険法に定める小規模企業者であること（従業員数は左記を参照）

②申し込む融資含め信用保証協会保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であること

（※1）従業員数は常時使用するもの。家族従業員（個人の場合）、役員は含みません。　（※2）製造業等には建設業、運送業、不動産業を含みます。
（※3）小規模企業者の定義上、ソフトウェア業・情報処理サービス業、旅行業、宿泊業、娯楽業、旅館業は 20 人以下。
（注）ＮＰＯ法人の場合、従業員数が該当していればご利用いただけます。

注意点①｜信用保証料の返還事由

最終償還日より前に繰上完済した場合、東京信用保証協会から保証料の一部が返金されます。

返金された保証料は、区の補助した割合に応じて区へ返還していただきます。
（区の一般融資や特別融資の借換を利用して繰上完済した場合は、返還不要です）

注意点②｜利子補給の停止・廃止事由

以下の場合、利子補給を停止します。（該当日翌日以降は支給しません）

1. 事業を廃止した場合
2. 条件変更（返済金、返済期間延長等の変更）
3. 繰上完済した場合
4. 住所要件を欠いた場合（Ｐ．２参照）
5. 完了届が未提出の場合
6. 延滞している場合や代位弁済になった場合
7. その他区が不適当と認めた場合（返戻信用保証料が未払いの場合など）

葛飾区中小企業融資あっせんの流れ

☆金融機関及び信用保証協会の審査により融資が減額されたり実行されなかったりする場合があります。

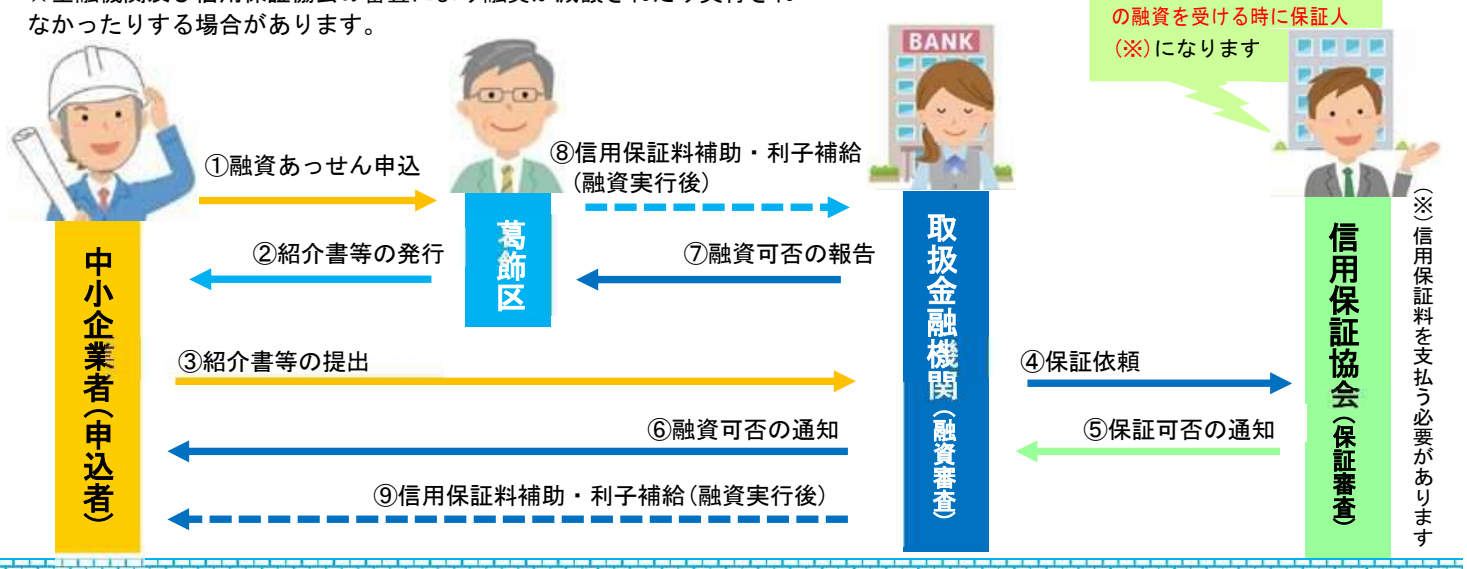

ご利用いただける方

原則として、次の要件を**全て**満たしている方。また、各融資の要件を満たすことも必要です。

要件① 住所

区内に住所と主たる事業所があり、**同一場所で同一事業を１年以上継続して営んでいる方**（区内移転および起業家・創業支援融資を除く。）

	住所（本店登記）	主たる事業所
一般融資	区内	都内
	区外でも可	区内
特別融資	区内（※１）	区内（※２）

※１ 起業家支援融資、創業支援融資を利用する個人の場合、**起業場所（主たる事業所）が区内**であれば住所は区外でも可。

※２ 事業承継支援融資は、**区内の事業所を承継**すれば申込者の住所は問いません。

主たる事業所とは

営業活動の本拠地として、本店機能を持った店舗・事務所・事業所で、その場所で販売・受発注・経理事務を常時行っていること。（※３）

バーチャルオフィス（※４）は、主たる事業所として認めません。

※３ 必要に応じて事業所の営業実態を確認します。

※４ バーチャルオフィスとは、常時利用可能な執務スペースやデスクがなく、「登記のみ」・「郵便受取りのみ」等で契約している事業実態の確認できないオフィスのことです。

主たる事業所が都内（葛飾区外）で本店登記が区内であっても、本店登記地がバーチャルオフィスの場合、本制度はご利用いただけません。

要件② 業種

信用保証協会の**保証対象業種を営んでいる方**

要件③ 納税

特別区民税・都民税（法人は法人都民税）を完納している方（非課税含む）。

要件④ その他

- 区の制度融資を繰上完済し、**返戻信用保証料を区へ完納**している方

- ご利用になれる使途

運転資金	原材料や商品の仕入・外注費・人件費などの短期的・流動的な資金
設備資金	建物修繕・機械設備導入などの長期的・固定的な資金

- ご利用になれない使途

生活資金、住宅資金、投機資金、納税用資金、資本金、転売目的の土地購入資金、支払い済の費用、既存の借入金返済資金（旧債償還資金）　※事業承継支援融資のみ一部例外あり

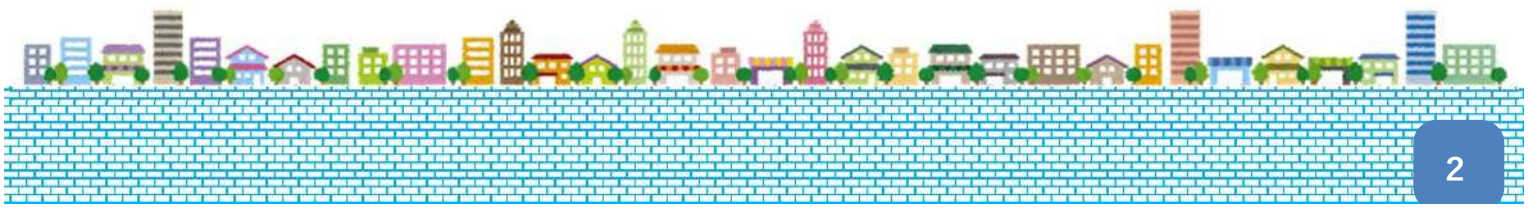

葛飾区中小企業融資あっせん制度一覧

融資形式 証書貸付

返済方法 元金均等払い ※ただし融資期間６か月以内の場合は一括返済可能

①～③ 一般融資 **予約不要** 産業経済課の窓口へ直接お申込みください。

④～⑮ 特別融資 **必ず予約** 申込要件の確認及び利用者認定のため 原則 面談（代理不可）を行います。（⑬を除く）

全ての融資に共通の注意事項

- 限度額の範囲で複数口申し込める融資は、元金償還を開始していなければ次の口を申し込むことはできません。
- **設備の設置場所（車両購入の場合は常時駐車する場所）：特別融資は区内、一般融資は都内です。**
- 特別融資の場合、設備の設置及び支払完了後、**1か月以内**に区へ完了届を提出してください。
- 営業車両の購入限度額については、下記「車両購入の規定」を参照してください。
- 融資実行利率が区負担利率と同率未満の場合は、区負担利率は融資利率と同率とします。

㊦＝小規模企業融資

No.	融資名	小規模	要件	最大口数	限度額	資金使途	最大返済期間	据置	利率（年利：%） 本人負担	区負担	上限金利	信用保証料補助額
①	一般	○	（1）P.2「ご利用いただける方」の要件を全て満たしていること。 （2）この融資と同時または元金償還が開始するまでの間は、融資①・③を申し込むことはできない。	3口	**3，000**万円 （㊦**2，000**万円）	運転	**6年（72か月）**	６か月以内	**1．3以内**	0．3	1．6以内	30万円まで （㊦都と併用あり）
						設備	**8年（96か月）**					
						併用	**6年（72か月）**					
②	健康経営等応援	○	（1）融資①の要件を満たしていること。 （2）次のいずれかに該当すること。 (a) 葛飾区SDGs宣言を行っており、2 か年の間に葛飾区 SDGs宣言達成状況報告書を提出していること。かつ葛飾区健康経営優良事業者の認証を受け、認証期間内であること。 (b) 葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定（◎）を受け、認定期間内であること。 ◎葛飾区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定制度の問い合わせ先 人権推進課　電話：03-5698-2211（直通） (a)SDGs　(a)健康経営　(b)ＷＬＢ	2口 (a)・(b)各１口まで	**1，000**万円	運転	**6年（72か月）**		**0．7以内**	0．9		
						設備	**8年（96か月）**					
						併用	**6年（72か月）**					
③	借換 ★	○（※1）	（1）融資①の要件を満たしていること。 （2）元金償還を開始した葛飾区中小企業融資の繰上完済を条件に借り換えること。 （3）この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資①・③を申し込むことはできない。	3口	**3，000**万円 （㊦**2，000**万円）	運転 設備 併用	**8年（96 か月）**	＼	**1．3以内**	0．3		追加借入相当分30万円まで
④	収益構造改善資金	○	（1）次のいずれかに該当すること。 （a）最近(※2)1か月の合計売上高が、前年同月と比べて減少していること。 （b）令和 8 年 2 月以降のいずれか 1 か月の売上総利益率または営業利益率が、前年同月と比べて減少していること。 ただし、上記利益率の算出が困難な場合は、直近期とその前期の決算書における各利益率に置き換えることができる。 ※2　最近とは、原則として前月分を指します。ただし、認定日が 15 日までであれば、前々月分までを認めます。 （2）この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資④・⑤を申し込むことはできない。	3口	**3，000**万円 （㊦**2，000**万円）	運転 設備 併用	**6年（72か月）**	6か月以内	**0．5以内**	1．1	1．6以内	30万円まで （㊦全額補助 都と併用あり）
⑤	収益構造改善資金借換 ★	○（※1）	（1）融資④の（1）の要件を満たしていること。 （2）元金償還を開始した融資④・⑥・⑦、緊急資金（令和3年度終了）及び令和2～4年度コロナ関連融資（借換を除く）、令和4～5年度物価・原油価格高騰等対策緊急融資（借換を除く）、不況対策資金融資（令和7年終了）の繰上完済を条件に借り換えること。 （3）この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資④・⑤を申し込むことはできない。	3口	**3，000**万円 （㊦**2，000**万円）		**8年（96か月）**	＼				追加借入相当分30万円まで （㊦追加借入相当分全額補助）

借換上の規定

- **借り換えた融資を再度借換することはできません。（ただし、事業承継特別保証借換融資を除く）**
- 申込金融機関は、借換元の融資残高がある**同一金融機関**に限ります。
- 借換融資の信用保証料は、**追加借入相当分**に対して補助します。
- **借換する債務は運転資金とみなされる**ため、当初、設備資金だったものは運転資金になります。
- ※1 責任共有制度 100%の返済残高を繰上完済する場合に限ります。(小規模企業融資など)

車両購入の規定



分類番号(ナンバー)等	融資限度額 右記以外	融資限度額 環境省エネ融資
3・5・7	400 万円/台	500/万円
タクシー用車両	600 万円/台	条件なし
上記以外	条件なし	

（注 1）事業用にそぐわないレジャー性の高い車種はお申し込みできません。
（注 2）タクシーであっても身体障害者用の特別仕様車は、各融資の限度額の範囲内でお申し込みできます。

No.	融資名	小規模	要　　件	最大口数	限度額	資金使途	最大返済期間	据置	利率（年利：%）本人負担	利率（年利：%）区負担	利率（年利：%）固定金利	信用保証料補助額
⑥	起業家支援	—	(1)区内に主たる事業所を置くこと（法人の場合は本店登記と主たる事業所の両方を区内に置くこと）。 (2)既に起業している場合は、起業後2年以内であること。（起業後2年以内に区内に移転してきた場合を含む。） (3)融資実行後、中小企業診断士による経営状況の確認を受けること。 (4)この融資と同時または既に申し込んだ融資⑥・⑦の元金償還が開始するまでは、融資⑥・⑦を申し込むことはできない。 (5)融資⑦を受けた場合は、この融資の利用は1口まで	2口	**2，000**万円	運転	**6年（72か月）**	12か月以内	**0．3以内**	1．3	1.6以内	30万円まで (都と併用あり)
⑦	創業支援	—	(1)融資⑥の要件(1)～(3)全てを満たしていること。 (2)区の創業塾（特定創業支援等事業による支援）(※1)を受けたことの証明を有していること。 (3)この融資と同時または既にあっせんを受けたこの融資の元金償還が開始するまでは、融資⑥を申し込むことはできない。	1口	**2，000**万円	設備併用	**8年（96か月）**		**なし**	1．3 （融資利率と区負担利率の差額を金融機関が負担）		30万円まで (都と併用あり) （金融機関負担上記超過分）
⑧	安全安心対策資金	○	次のいずれかに該当すること。 (1)防犯・防災や職場での事故対応を想定した安全対策を実施するもの及び安全対策に必要な設備を導入するもの。 (2)経済産業大臣から認定を受けた「事業継続力強化計画」(※2)において、防災・減災設備を導入するもの (3)融資実行後、中小企業診断士による経営状況の確認を受けること。	1口	**1，500**万円	運転設備併用	**6年（72か月）**	12か月以内	**0．3以内**	1．3		30万円まで (㊘全額補助 都と併用あり)
⑨	生産性向上・事業拡大	○	(1)次のいずれかに該当し、業績の改善・拡大が見込めること。 (a) 先端設備等導入計画（※3）の認定を受けた設備の導入資金 (b) 事業の拡大に要する資金 (c) 事業転換・多角化に要する資金 (d) 店舗・工場の内外装工事、及びその工事に伴う付帯設備工事等の費用、または店舗に付随する駐車場・駐輪場の整備工事 (2)融資実行後、中小企業診断士による経営状況の確認を受けること。	3口	**8，000**万円 （㊘**2，000**万円）		**10年（120か月）**	12か月以内	**0．1以内**	1･5		
⑩	新製品・新技術開発支援	○	(1)研究開発等を行う場所は区内であること。 (2)研究開発等が終了してから2年以上経過した場合や研究開発等の主要な部分が自社開発でない場合は申し込むことができない。 (3)次のいずれかに該当すること。 (a) 2年以内に葛飾区新製品・新技術開発補助金等の交付決定を受けた事業を実施するのに必要な資金 (b) 従前にない独創性があり、付加価値の高い製品や技術の研究開発・商品化に要する資金 (c) 機械、器具等の省力化、高性能化または自動化のための技術の研究開発に要する資金 (4)融資実行後、中小企業診断士による経営状況の確認を受けること。	2口	**8，000**万円 （㊘**2，000**万円）		**10年（120か月）**	24か月以内	**0．2以内**	1．4		50万円まで (㊘**全額補助**)

※1 創業塾（特定創業支援等事業）とは



区では、産業競争力強化法に基づき、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を全て学べる「葛飾区特定創業支援等事業（創業塾）」を実施し、創業塾を全て受講した方に証明を交付しています。

この証明を活用することにより、創業支援融資のあっせん等、創業に関するさまざまな優遇措置を受けることができます。

最新の開催情報等の詳細は、区ホームページでご確認ください。　葛飾区　創業支援

葛飾区 HP



※2 事業継続力強化計画とは

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。
認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点等の措置を受けることができます。

事業継続力

中小企業庁 HP

※3 先端設備等導入計画とは

区では、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を認定しています。
申請により区が交付する認定書を活用し、生産性向上・事業拡大融資のあっせんや固定資産税に係る課税標準額の軽減等、さまざまな優遇措置を受けることができます。
最新情報等の詳細は、区ホームページでご確認ください。

葛飾区　先端設備等導入計画

葛飾区 HP

No.	融資名	小規模	要　　件	最大口数	限度額	資金使途	最大返済期間	据置	利率（年利：%） 本人負担	区負担	固定金利	信用保証料 補助額
⑪	事業承継支援	○	(1)次のいずれかに該当すること。 (a)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (b)事業を承継した日から5年未満で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (c)経営承継円滑化法に係る東京都知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）を受けていること(※1)。（事業を営んでいない個人を含む。） (2)事業を承継する側の住所（法人は本店登記）は区内でなくてもよい。 (3)この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資⑪・⑫を申し込むことはできない。 (4)融資実行後、中小企業診断士による計画に基づく経営状況の診断を受けること。	3口	**3，000**万円 （小**2，000**万円）	運転設備併用	**10年（120か月）**	12か月以内	**0．3以内**	1．3	1．6以内	30万円まで （小**全額補助**）
⑫	事業承継特別保証借換★	—	(1)融資⑪の要件(1)～(4)全てを満たしていること。 (2)経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」(※2)の保証対象であること。 (3)元金償還を開始した融資④～⑪、⑬～⑮の繰上完済を条件に借り換えること。 (4)この融資と同時または元金償還を開始するまでの間は、融資⑪・⑫を申し込むことはできない。	3口	**3，000**万円			**なし**				追加借入相当分 30万円まで
⑬	公害防止設備資金 〈面談不要〉	○	(1)区内の事業所において、公害防止設備の設置、小型焼却炉の撤去工事及びアスベストの除去工事を行うもの。 (2)東京都環境確保条例に基づき認可を受けた工場または指定作業場であること。 (3)対象資金は次のものとする。 (a)大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を防止するための設備購入費及び設置工事費 (b)小型焼却炉の撤去費　(c)アスベストの除去工事費 (4)事前に環境課へ相談・申請し、公害防止設備事前確認書が発行されていること。	1口	**1，500**万円	設備	**8年（96か月）**	6か月以内	**なし**	融資利率		**全額補助** （小都と併用あり）
⑭	環境・省エネルギー対策資金	○	(1)区内の事業所において、省エネルギーによる経費削減、並びに環境負荷の低減を図るため、事業用設備の導入・買い替えを行うもの。 (2)対象資金は次のものとする。 (a)低公害車及び燃料供給設備の導入資金（低公害車は買替による新車導入に限る。） ア．東京都が指定する低公害車の購入費 イ．上記アの低公害車用として区内に設置する燃料供給設備（電気、天然ガス、メタノール及び水素ガスに限る）　の購入費及び設置工事費 (b)再生可能エネルギー利用設備の導入資金（自ら使用する区内事業所への設置に限る） (c)省エネルギー設備の導入資金（買替えによる新品の導入に限る。） 既存の設備（旧モデル）を新型設備(新モデル※3)に買い替えるための設備購入費及び設置工事費 特定低公害車	1口	**3，000**万円 （小**2，000**万円）				**0．5以内**	1．1		30万円まで （小全額補助 都と併用あり）
⑮	商店街活性化資金	—	(1)区内において行う商店街振興事業に必要とする資金であること。 (2)商店街振興組合及び、会則・役員名簿・過去2年分の決算書を備え付けている任意の商店街または商店会を対象とする。	1口	**3，000万円** **8，000万円**	運転 設備併用	**8年（96か月）** **10年（120か月）**		**0．3以内**	1．3		30万円まで

※1　経営承継円滑化法に係る東京都知事の認定とは

事業承継を円滑化するための総合的支援策として、中小企業の後継者が先代経営者等からの贈与、相続等により取得した非上場株式等に係る贈与税・相続税の一部または全部の納税が猶予される事業承継税制や、経営者の死亡等に伴い要する資金調達への支援があります。これらの支援を利用する場合は、東京都知事の認定を受ける必要があります。詳細については東京都産業労働局にご確認ください。

東京都 HP

都　事業承継認定

※2　事業承継特別保証制度とは

事業承継時に経営者保証がある既存の融資を経営者保証がない融資に借り換えできる制度です。
区の「事業承継特別保証借換融資」は、この制度に対応した、国の全国統一制度の対象です。ご利用にあたっては、事前に取扱金融機関にご相談ください。
https://www.cgc-tokyo.or.jp/institution/guideline_2024/index.html

東京信用保証協会 HP

※3　新モデルとは

旧モデルと比較してエネルギー使用量が5%以上低減することを確認できる機種で申込日から概ね5年以内に販売開始されたものをいいます。

低利無保証

経営改善資金（マル経）融資利子助成制度

日本政策金融公庫の小規模事業者**経営改善資金（マル経）融資**を受けた小規模事業者の方に、融資を受けた月から**36か月間**、支払った利子の**50%を区が補助**します。
＜申請方法＞ 東京商工会議所葛飾支部の窓口（テクノプラザかつしか3階）で受付します。

葛飾区　マル経融資

葛飾区 HP

あっせんに必要な書類等

注意点｜提出書類は原則原本で発行日から３か月以内のものをご用意ください。

個人事業主
□ 中小企業融資申込書（個人用）
□ 確定申告書一式（直近１期分）
□ 令和７年度 特別区民税・都民税納税(非課税)証明書　１通
□ 申込者の実印・印鑑証明書　１通

法　人
□ 中小企業融資申込書（法人用）
□ 法人税申告書一式（直近１期分）
□ 法人都民税納税証明書　１通
□ 法人の実印・印鑑証明書　１通
□ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）　１通

該当する方のみ	
● 営業や工事に許可が必要な場合	□ 許認可証の写し
● 設備資金の場合	□ 見積書（見積有効期限内、宛名の記載があるもの）または契約書
● 借換融資の場合	□ 信用保証書の写しまたは保証決定のおしらせ(保証協会の保証番号の記載があるもの) □ 融資残高の確認ができるもの（残高証明、返済一覧表など）
● ＮＰＯ法人の場合	□ 東京都の受付印のある前事業年度の事業報告書

区指定の書式は区ＨＰからダウンロードできます。

区融資ＨＰ

②・④～⑮の融資は、次の書類も必要です。

融資名	必要書類
②健康経営等応援	(a) □ 葛飾区SDGs宣言証　□ 健康経営優良事業者認証審査結果通知書 (b) □ ワーク･ライフ･バランス推進企業の認定通知書　**(a)･(b)のいずれか**
全ての特別融資	**□ 認定(申請)書**
④ ⑤ 収益構造改善資金(借換含む)	□ 売上台帳または試算表･決算書2期分(同一様式で比較※) ※申告書(決算書)の月別売上は使用できません
⑥起業家支援	□ 起業計画書　□ 開業届(個人で起業済みの場合)
⑦創業支援	□ 区の創業塾を受けたことの証明書
⑧安全安心対策資金	□ 耐震診断結果の書類等
⑨生産性向上･事業拡大	**【先端設備等導入】**□ 先端設備等導入計画認定書の写し **【事業拡大、事業転換･多角化】** □ 事業計画書　**【店舗等改善】**□ 施工前後の図面
⑩新製品･新技術開発支援	□ 新製品･新技術開発計画書　□ 新製品･新技術開発補助金交付決定通知書等
⑪　事業承継支援	**【承継前】** □ 事業承継計画書　**【承継後】** □ 事業計画書 **【都知事認定】** □ 経営承継円滑化法の都知事認定書の写し(特例承継計画)
⑫事業承継特別保証借換	□ 財務要件等確認書の写し(取扱金融機関から受領したもの) ※ご利用にあたっては、取扱金融機関に事前相談のうえ、事業承継特別保証制度の要件を満たしているか確認を受けてください。
⑬公害防止設備資金	□ 公害防止設備事前確認書
⑭環境･省エネルギー対策資金	**【省エネルギー新モデル設備に買替えの場合】** □ 旧モデルと比較し 5%以上エネルギー使用量が低減することが確認できる資料(エネルギー使用量比較表、カタログ等)
⑮商店街活性化資金	(任意の商店街または商店会の場合) □会則　□役員名簿　□直近２年分の決算書

各種証明書の請求場所

個人	特別区民税・都民税納税証明書	税務課（区役所3階）☆、 区民事務所、区民サービスコーナー	☎ 03-5654-8550
	印鑑証明書	戸籍住民課（区役所2階）、 区民事務所、区民サービスコーナー	☎ 03-5654-8191
法人	法人都民税納税証明書	都税事務所　徴収課（区役所2階）	☎ 03-3697-8864
	登記簿謄本、印鑑証明書	東京法務局　城北出張所	☎ 03-3604-1066

※区外の方は、住民登録地のある区市町村にご確認ください。
☆事業所課税分の納税証明書発行は税務課のみです。

関係機関一覧

窓口	住所	電話番号	主な相談内容
東京都産業労働局 金融部金融課	新宿区西新宿２－８－１	03-5320-4877	東京都制度融資
日本政策金融公庫 千住支店	足立区千住仲町４１－１　大樹生命北千住ビル	0570-031-482 ナビダイヤル	事業資金融資
東京信用保証協会 千住支店	足立区千住仲町40-10　住友生命北千住ﾋﾞﾙ	03-3888-7231	信用保証付融資
東京都中小企業振興公社 城東支社	葛飾区青戸７－２－５　東京都城東地域中小企業振興センター	03-5680-4631	経営相談全般
東京商工会議所 葛飾支部	葛飾区青戸７－２－１　テクノプラザかつしか3階	03-3838-5656	経営相談・マル経融資
葛飾税務署	葛飾区立石８－３１－６	03-3691-0941	確定申告・開廃業届等
向島労働基準監督署	墨田区東向島４－３３－１３	03-5630-1033	労災保険・就業規則等
ハローワーク墨田	墨田区江東橋２－１９－１２	03-5669-8609	求人・雇用保険等

事業者向け各種相談

いずれも**ご予約制**です。　各種相談の詳細については区ホームページでご確認ください。

経営相談 創業相談
事業承継相談
受発注相談
税務相談
IT相談
労務相談
法律相談

葛飾区中小企業融資 取扱金融機関

＜令和8年12月15日現在＞

金融機関		所在地	電話番号
みずほ銀行	葛飾支店	立石1－3－12	ご相談先 法人営業オフィス 6631-9542
	亀有支店	亀有5－33－9	
	（金町支店の取扱は、亀有支店内で行います。）		
	高砂支店	高砂5－43－3	
	平井支店	江戸川区平井3-30-4	
	小岩支店	江戸川区南小岩7-13-6	
	綾瀬支店	足立区綾瀬1－39－7	
三菱UFJ銀行	新小岩支店	江戸川区西小岩1－23－14	3658-2463
	亀有駅前支店	亀有3－23－1	3601-3431
	亀有支店	亀有3－23－1	3601-4151
	葛飾支店	江戸川区西小岩1－23－14	3658-2463
	小岩支店	江戸川区西小岩1－23－14	3658-2463
三井住友銀行	葛飾支店	ご相談は錦糸町法人エリアにて承ります 墨田区江東橋4-19-4-4F	3635-0202
	新小岩支店		
りそな銀行	青戸支店	青戸3－32－16	3602-5141
	金町支店	金町2－29－10	3607-3101
	堀切支店	青戸3－32－16	4334-6900
	小岩支店	江戸川区南小岩6－31－10	3657-1131
	千住支店	足立区千住2－55	3882-5111
千葉銀行	金町支店	金町6－2－1	3607-4121
	小岩支店	新小岩1－53－10	5662-9481
千葉興業銀行	松戸支店	千葉県松戸市根本6－8	047-362-0151
きらぼし銀行	立石支店	ご相談は城東支社にて承ります 墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト8階	3625-0750
	亀有支店		
	北綾瀬支店		
	新小岩支店		
東日本銀行	新小岩支店	西新小岩4－42－17	3691-8401
朝日信用金庫	堀切支店	堀切1－40－14	3696-0211
	金町支店	東金町3－30－13	3607-5108
	新小岩支店	江戸川区松島3－43－15	3653-5551
興産信用金庫	金町支店	金町6－2－1	3607-3166
	立石支店	立石1－7－30	3691-3106
東京シティ信用金庫	堀切支店	堀切6－28－13	3602-8181
	新小岩支店	東新小岩5－16－13	3697-6181
	東四つ木支店	東四つ木4－8－16	3695-9811
	新柴又支店	鎌倉3－28－24	3657-8701
	京成小岩支店	江戸川区北小岩6－6－9	3673-3151
	亀有支店	足立区東和2－2－5	3620-8101
●東京東信用金庫	葛飾支店	四つ木2－6－7	3691-8511
	金町支店	東金町1－20－12	3609-5511
	高砂支店	高砂3－12－1	3672-4011
	お花茶屋支店	白鳥1－2－7	3697-6101
	新小岩支店	江戸川区本一色1－13－7	3655-2661
	西小岩支店	江戸川区西小岩1－21－11	3650-0111
	綾瀬支店	足立区綾瀬4－7－12	3605-4141
●東栄信用金庫	本店	新小岩1－52－8	3653-3111
	立石支店	立石1－17－12	3692-4811
	奥戸支店	奥戸4－14－12	5670-6111
	本一色支店	江戸川区本一色3－24－16	5662-2111

金融機関		所在地	電話番号
●亀有信用金庫（取扱は、住所・事業所の最寄りの支店です。）	本店	亀有3－13－1	3603-0171
	堀切支店	堀切4－9－3	3697-2185
	青戸支店	立石8－18－19	3697-7111
	柴又支店	柴又1－37－10	3607-3111
	水元支店	東水元2－10－7	3608-1151
	飯塚支店	西水元1－26－13	3600-1171
	細田支店	細田5－21－1	3650-8811
	亀有駅北口支店	亀有5－29－5	5682-9321
	新小岩支店	東新小岩1－18－20	5670-3511
	佐野支店	足立区佐野1－25－2	3628-1212
	綾瀬支店	足立区東綾瀬1－21－17	3620-9911
小松川信用金庫	奥戸支店	奥戸2－41－17	3696-0351
	東四つ木支店	東四つ木4－25－12	3696-1781
	菅原橋支店	江戸川区松本1－25－16	3652-3136
足立成和信用金庫	亀有駅前支店	足立区中川4－26－1	3605-2186
	旭町支店	足立区千住旭町35－19	3888-6641
	佐野支店	足立区佐野2－21－10	3620-2121
	六木支店	足立区六木3－19－1	3628-6341
	綾瀬支店	足立区綾瀬3－9－20	5697-5711
城北信用金庫	青戸支店	青戸5－1－4	3690-5121
	堀切支店	足立区綾瀬2－3－14	3603-3371
	葛飾支店	東新小岩7－7－1	3697-6231
	白鳥支店	お花茶屋1－17－8	3603-1151
	高砂支店	高砂5－38－9	3600-5141
	綾瀬南支店	足立区綾瀬2－3－14	3603-3371
	綾瀬北支店	足立区綾瀬5－21－9	3605-1151
東信用組合	葛飾支店	お花茶屋1－28－8	3603-2531
江東信用組合	綾瀬支店	足立区綾瀬3－16－4	3605-4111
●青和信用組合	本店	高砂3－12－2	3658-1111
	新小岩支店	西新小岩5－31－8	3691-9431
	細田支店	細田4－23－19	3672-6161
	柴又支店	柴又1－14－6	3627-7111
	奥戸支店	奥戸2－37－10	3691-1151
	新柴又駅前支店	柴又5－1－6	5693-8111
	京成小岩支店	江戸川区北小岩6－12－6	3650-5111
中ノ郷信用組合	葛飾支店	立石5－10－7	3691-8931
	堀切支店	堀切6－10－18	3604-4721
	立石支店	立石2－4－2	3697-6111
	新小岩支店	東新小岩8－30－8	3694-3311
大東京信用組合	新小岩支店	東新小岩5－2－6	3691-9536
第一勧業信用組合	青戸支店	青戸3－40－3	3602-1171
	亀有支店	亀有3－20－8	3602-9161
	水元支店	水元3－22－26	3627-5931
東京スマイル農業協同組合（個人事業主のみ）	葛飾支店	白鳥4－11－15	3602-6261
	柴又支店	柴又6－6－2	3657-4131
	水元支店	南水元4－11－13	3609-3596
	奥戸支店	奥戸2－40－1	3694-3711

●：創業支援融資の取扱金融機関

この印刷物は印刷用の紙にリサイクルできます。